

令和2年第1回豊後高田市議会臨時会会議録（第1号）

○議事日程〔第1号〕

令和2年4月30日（金曜日）午前10時0分 開会

※開会宣告

※開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第39号議案及び第2号報告から第5号報告
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
税 務 課 長	田 中 良 久
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社会福祉課長	田 染 定 利
子育て支援課長	水 江 和 徳
健康推進課長	清 水 栄 二
商工観光課長	河 野 真 一
総務課 参事兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	植 田 克 己
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子

○出席議員（15名）

1 番	於 久 弘 治
2 番	毛 利 洋 子
3 番	中 尾 勉
4 番	黒 田 健 一
5 番	井ノ口 憲 治
6 番	阿 部 輝 之
7 番	土 谷 信 也
8 番	成 重 博 文
10 番	松 本 博 彰
11 番	河 野 徳 久
12 番	安 東 正 洋
13 番	北 崎 安 行
14 番	河 野 正 春
15 番	菅 健 雄
16 番	大 石 忠 昭

○議長（河野徳久君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年第1回豊後高田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

○議長（河野徳久君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（河野徳久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に15番、菅 健雄君及び16番、大石忠昭君を指名いたします。

○議長（河野徳久君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりです。

○議長（河野徳久君） 日程第3、第39号議案及び

○欠席議員（1名）

9 番 中山田 健 晴

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	大 塚 栄 彦
専 門 員	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則

4月30日

第2号報告から第5号報告までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

さる4月22日に、議長、副議長、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長から、新型コロナウイルスの感染症対策に関連し、臨時会の開催等に関する申し入れをお受けいたしました。

議員各位には、大変急な招集にも関わりませず、第1回臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

国が、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた一部地域への緊急事態宣言を発出した9日後の4月16日、全国にその範囲を拡大し、2週間が経過いたしました。

累積の感染者数は、全国ですでに1万4,000人に迫っております。大分県では60人で、4月15日には、市内でも感染症患者の発生が確認されたところでございます。

このような緊急事態の中にあって、病院や高齢者施設、保育園、放課後児童クラブなどでは、多くのスタッフの皆さんが感染予防に細心の注意を払いながら、必要とする方々のために、事業を続けてくださっております。また、毎日お店を開き、生活必需品を提供していただいている方、スーパーやコンビニでレジの対応をしてくださっている方、物流や社会インフラの維持に携わってくれている方など、私たちの生活を守ってくれている全ての皆様に、心より感謝とお礼を申し上げます。

あわせて、地域の各種団体の皆様からは、市内の子ども達や1人暮らしの高齢者の方などに、心温かい手作りマスクや手拭き用タオルの寄贈をいただきました。この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。

豊後高田市では、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、健康危機管理対策本部を設置し、感染症対策に取り組んでいるところであります。国の専門家会議では、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、PCR検査の数が少ないことから、陽性率から想定する実際の感染者数が把握できないため、検査数をもっと増やす必要性を訴えているようであります。

現状では、発熱などの症状が出てからPCR検査

を受けます。実際には症状が出るまで数日かかり、その間、的確に指示されないため、第三者への感染を引き起こしてしまいます。体調に不安のある方が、いつでもPCR検査を受けられる体制を整えたいのですが、なかなか検査目標数さえ達成できていない状況であります。

そのような中、私の基本的な考え方は、感染防止を図るため、体調に不安がある方におかれましては、医師と連携を図りながら、何より自宅待機をしてもらうことであります。この場合の支援策といたしまして、本市では全国に先駆けて、買い物支援事業に取り組んだところでございます。

それでは、本市におけるこれまでの取組みの経過につきまして、議員各位と情報を共有させていただきたいので、その概要をご説明申し上げます。

まず、1月28日、新型コロナウイルスの国内での発生を受け、健康危機管理対策室を設置する中で、状況を注視してまいりました。その後、感染が徐々に全国へと広がりを見せる中、2月20日には、県内外からの不特定多数の来場者が見込まれる本市のイベントは中止と決定いたしました。

2月25日には、県の対策本部会議の内容を受け、市が主催する会議・研修会を含む屋内行事については、当分の間、原則として延期または中止とすることを決定いたしました。

3月3日、県内で初めて感染症患者が確認されたことから、私を本部長、副市長と教育長を副本部長、各課長等を部員とする新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、情報の共有を図るとともに、健康推進課と消防本部に、市民向けの相談窓口を設置したところでございます。

3月6日には、第2回対策本部会議を開催し、全国に先駆けての買い物支援事業を打ち出すとともに、小・中学校の休校後の対応や備蓄マスクの取扱いについて方針を決定いたしました。ストックしておりました2万5,000枚のマスクにつきましては、優先順位を定め、医療機関や介護施設、福祉施設、薬剤師会、放課後児童クラブや保育園、妊婦さんに対して、必要に応じてお配りしております。

4月6日、北海道や関東、関西をはじめ、九州では福岡市や北九州市での感染拡大が見受けられる中、本部会議におきまして本市に帰省された方の外出自粛を要請、周知することを決定し、妊婦さんには、マスクの配布を決定したところであります。

翌4月7日には、国が、5月6日までの新型コロ

ナウイルス感染症緊急事態宣言を出しました。

4月15日には、県から本市で感染症患者が発生したとの連絡を受け、急遽、第5回対策本部会議を開催し、患者の概要把握に努めるとともに、感染予防対策の依頼事項について、その継続を市民の皆様に周知したところでございます。

翌4月16日には、緊急事態宣言が全国に拡大され、都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行などの往來を避けていただきたいとの要請が、県より発出されております。

次に、小・中学校、放課後児童クラブ、保育園等についてでございます。

まず、2月27日の安倍首相の休校要請を受けまして、3月2日から小・中学校を臨時休校といたしました。このため、放課後児童クラブや放課後等デイサービス、そして、保育園、幼稚園につきましては、スタッフや職員の皆様に細心の注意を払っていただいたうえで、開所していただいているところでございます。

放課後児童クラブの臨時開所に伴いまして、3月4日からは、子ども達への学習支援を目的とした学びの21世紀塾支援チームのスタッフを各クラブへ派遣するとともに、3月10日からは、放課後等デイサービスを含めた簡易軽食の提供も始めたところでございます。

新年度になりまして、各小・中学校につきましては、4月8日から、規模縮小、時間短縮をしたうえで再開いたしました。市内や県内での発生件数等を考慮して、再度、4月16日から5月6日までの間、臨時休校の措置をとっているところでございます。

子ども達は、2月下旬に最初の休校要請があって以降、2か月あまり自宅などで過ごすことを余儀なくされております。

この間、子ども達が心身の健康を保ち、自宅での学習がしっかりと進められるよう、家庭の状況に応じて、電話や家庭訪問等を行っているところでございます。

次に、観光客の状況についてでございます。

まず、本市の観光の入口でもある昭和ロマン蔵ですが、3月の団体ツアーにつきましては82%がキャンセル、4月においては全てがキャンセルとなっております。そのため、臨時休業するまでの4月のロマン蔵の入館客数は前年比で93%の減、入館料収入は95%の減、旬彩南蔵では98%の減となり、ほとんど来場者がいない状況でございます。

また、市民の皆様にご迷惑をお掛けしておりますが、市営の温泉施設は、4月16日から当分の間、臨時休業といたしております。

このようなことから、ごく一部を除き、全ての商業者が世界的な経済活動の縮小による影響を受けており、かつて経験したことのない、深刻な状況に陥っております。市内事業者に係るセーフティネット保証の認定につきましても、3月と4月で30件を超える申請を受け付けており、資金繰りに困っている事業者が増えてきている状況でございます。

次に、各種行事の取扱いについてでございます。

2月20日の対策室会議におきまして、50人以上の参加が見込まれる屋内での市主催行事については、当分の間、原則として延期または中止とする決定をいたしました。また、各自治会に対しましても、年度末、年度初めに行われる総会や桜まつり、お接待など、国や県の要請に基づきまして自粛のお願いをしたところでございます。

現時点におきまして、6月中旬までに予定していた豊後高田そば祭や五月祭、ふれあいマラソン大会、田染荘御田植祭など、市の主催・共催事業については、中止することとしております。

地域で行う巡回健診、総合健診につきましては、7月11日まで中止、乳幼児健診についても延期の措置をとっており、再開の時期は状況に応じて判断することとしております。

市立図書館や中央公民館、健康交流センター花いろなどの公共施設についても、当分の間、休業の措置をとっております。

市役所各庁舎につきましては、職員のマスク着用をはじめ、来庁者用のアルコール消毒液の設置や次亜塩素酸水を常備し、感染予防とこまめな除菌作業を行っているところであります。また、感染防止用のアクリル板を窓口カウンターに順次整備しており、5月の連休明けには完了する予定でございます。

この度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、全ての国民を対象に、1人当たり10万円の給付を行う特別定額給付金を実施されます。今回の対策は、リーマンショック後の経済対策をはるかに上回るものでありますが、国民所得が下がるため税収は上がりません。その回収には何年かかるか分かりません。

私は、就任以降、約18億円の歳出削減を図ってまいりましたが、この先どうなるのか、これは危機的状況であり、更なる節約が必要になるのかもしま

4月30日

せん。

本市に新型コロナが蔓延すれば、昭和の町や恋叶ロード、長崎鼻などの観光施設や神社仏閣、農林水産業などの基幹産業をはじめとする全ての経済活動が、これまで以上に大打撃を受けることになります。また、子育て支援をしっかりとやっている本市ですが、妊婦さんが感染すれば、お腹の赤ちゃんのことも大変心配になるところでございます。

そこで、市民の皆様には、私から改めてお願いいたします。

今回、新型コロナウイルス感染拡大による経営不振、収入減による経済対策を、行政として、また市民の皆様からのご要望も多く受けていることから補正予算案を提出しておりますが、これに先立って、まず取り組まなければならない一番大事なことは、これ以上、市内での新型コロナの感染を出さない、蔓延させないことであります。

そのため、5月の連休を含め、どうか、不要不急の外出を控えてください。そして、手洗いやマスク着用など、基本的な感染予防対策を徹底して行ってください。また、感染リスクを高める、換気の悪い密閉空間や不特定多数の方が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を徹底して避ける行動に努めてください。

更には、県外から帰省された方や転勤されてきた方、海外から帰国された方につきましては、そのご家族を含めて2週間の自宅待機を改めてお願いいたします。

このような予防対策を行う中で、体調がすぐれない場合や感染の可能性について不安な場合は、極力外出されずに電話で関係機関に問い合わせしていただきたいと思っております。そのうえで、ご本人が自宅での療養が必要となった場合や、重症化しPCR検査の結果で入院となった方の家族や濃厚接触された方等が自宅での経過観察となった場合においては、本市の買い物支援事業をぜひ活用してください。

新型コロナの長期化を阻止するためには、非常事態宣言が出されている今が、非常に大事な時期であり、とにかく市民の皆様と歯を食いしばって頑張っていくということではないかと思っております。皆様には、大変なご不便をおかけいたしますが、この国難とも言える状況を市民の皆様と共に乗り越えていきたいと思っております。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案等について、その概要をご説明申し上げます。

第39号議案の令和2年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、23億8,619万4,000円の増額で、補正後の予算総額は173億8,435万4,000円となります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として早急な対応が必要となる経費として、特別定額給付金事業や子育て世帯への臨時特別給付金事業、本市の独自事業として全戸にマスクを配布する新型感染症対策事業、小規模事業者への店舗等家賃助成事業及び地域内お買い物促進事業などを予算措置するものでございます。

まず、特別定額給付金事業については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、給付対象者一人につき現金10万円を一律にお配りするものでございます。この事業の実施主体が市となったことから、当該給付金事業に係る給付金額の総額を計上するものであります。

事業の推進につきましては、さる4月24日に、副市長を本部長とする特別定額給付金事業推進本部を立ち上げ、5月中のできるだけ早い時期に給付が開始できるよう、取組みを進めているところでございます。

対象者でございますが、外国人を含め、4月27日時点で住民基本台帳に記載されている全ての方が対象となりますので、本市の対象者としては、約2万2,600人を見込んでおります。

また、児童手当の受給世帯につきましては、対象児童一人当たり1万円の子育て特別給付金を別途お配りさせていただきます。

次に、全国的にマスクが不足している中、感染防止対策といたしまして、一世帯当たり10枚の使い捨てマスクを全世帯にお配りいたします。

加えて、妊婦さんに対しましても、一人当たり100枚を追加で準備させていただきます。配布時期は、マスクが入り次第、早急にお配りしたいと考えております。

次に、小規模事業者への店舗等家賃助成事業では、新型コロナの影響で客足が遠のき、経営不振に陥っている小規模事業者の皆様方に対し、市独自の支援事業といたしまして、店舗等に係る家賃の8割、月額6万円を上限として6か月分の助成を行います。

補助の基準は、前年に比較して売上げが2割以上減少している小規模事業者の方で、約90店舗を見込んでおります。対象の業種は問わず、広く支援してまいりたいと思っております。

なお、緊急性を要しますので、5月中旬から受付

を開始し、7月末まで申請を受け付けて、順次、支給してまいりたいと考えております。

また、5割以上減少している皆様には、国の持続化給付金もございますので、これらも活用して何とかこの状況を乗り越えていただきたいと思いますと考えております。

次に、金融機関から有利な借り入れができるように、期間限定による市独自の利子補給事業を行います。具体的には、県の緊急対策特別資金融資を借り入れされる、中小事業者の皆様に対しまして、1,000万円までの利子分について、当初から3年間、利子補給をさせていただきます。本市では、5億円の融資枠を準備して、ご要望にお応えしていきたいと考えております。

次に、地域内お買い物促進事業でございますが、今回の影響は、飲食店のみならず幅広い事業者に及んでおり、早急な対策が必要であります。そのため、従来から市内の商店街を中心に、真玉、香々地地域の商店も一緒になって取り組んでおりますお買物券に、20%のプレミアを付け、その発行を支援することにより、小規模事業者の売上の底支えを行い、地域内経済の循環促進を図りたいと考えております。

通常、1万5,000枚発行しているものを、今回は、13倍以上の20万枚、総額1億円分を発行する予定でございます。この1億円分の消費で、地域を元気づけできればと思っております。

次に、市役所業務テレワーク導入事業についてでございます。

これは、政府の緊急事態宣言の発令を受けまして、庁舎での感染予防を図りつつ、万が一の時にも行政機能の維持を図るための仕組みの一つとして、導入するものでございます。

構築に対する費用については、50%の特別交付税が措置される予定でございます。

次に、報告についてでございます。

第2号報告の令和元年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急対応策として実施するマスク等の購入にあたり、品薄により年度内の納品が困難なことから、繰越明許費の設定に係る専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

第3号報告から第5号報告までにつきましては、市税条例、市税特別措置条例及び国民健康保険税条

例について、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところです。

以上で、本臨時会に提出いたしました議案等について説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野徳久君） お諮りいたします。本案及び本件については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、第39号議案及び第2号報告から第5号報告までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。あらかじめ質疑の方法等について、確認の意味で説明をいたします。

質疑方法は、定例会での質疑方法と同様に、質疑時間は1議員につき、答弁を含めて60分以内、質疑の回数は同一議題について3回までです。

質疑の方法ですが、議案及び報告ごとに1回目の質疑は、一括して質疑を行ってください。質疑場所ですが、質問席で行ってください。質疑のある方は起立し、発言の許可を求めてください。先起立者と認めるものから指名をいたします。

質疑はありませんか。

（質疑者起立）

○議長（河野徳久君） 着席していいです。

今、事務局より確認の順序が上がってまいりました。1番目に毛利洋子議員、2番目に1番、於久弘治議員、3番目に5番、井ノ口憲治議員。4番目に16番、大石忠昭議員、5番目に15番、菅 健雄議員の順番で質疑を行いたいと思っております。

2番、毛利洋子議員。

○2番（毛利洋子君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、公明党の毛利洋子でございます。

議案質疑を行います。第39号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の特別定額給付金事業について質疑いたします。

4月20日に公明党の要望により閣議決定しました、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は、16日に緊急事態宣言が全国に拡大したことに伴う国民生活の急激な変化に対応するためです。

新型コロナウイルス感染拡大の勢いはいまだ衰えず、政府は人との接触を減らす取り決めに全国に広

4月30日

げました。一方これに伴い、外出自粛や休業などの働きが広がり、国民生活に深刻な影響が出ています。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施するとしています。この特別定額給付金事業については、基準日に本市の住民基本台帳に記載されている方に、1人当たり10万円が給付されるものと思います。

行き先がなかなか見えない状況でありますので、早期に給付を望む市民の声が多いと感じています。

そこで、3点質疑いたします。

1点目は、市民への給付を迅速に行うため、どのようなスケジュールで取り組まれるのかお聞きいたします。

2点目として、市内には、現在外国人労働者の方々が数多く就労されておりますが、その方々へはどのような対応になるのかお聞きいたします。

3点目として、基準日に本市の住民基本台帳に記載されている方に給付されますが、基準日に出生、誕生した子ども、赤ちゃんですね、またこの日に亡くなられた方は対象になるのか、お聞きいたします。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、特別定額給付金事業についてのご質疑にお答えをさせていただきますと思います。

今回の特別定額給付金事業につきましては、このスケジュールでございますけれども、これまで、4月20日の閣議決定前より、可能な限りの事前協議や準備を進めてまいりました。

また、先ほどの提案理由説明の中にもございましたとおり、4月24日に庁内に副市長を本部長として、関係課で組織する特別定額給付金事業推進本部を立ち上げ、全力で準備を進めているところでございます。

しかし、現時点では、今後の具体的な日時等をお示しする段階には至っておりませんで、5月中の支給開始に向け、申請書などの関係書類を5月中旬に発送したいと考えております。受付開始時期等につきましては、その中でお知らせをさせていただきたいと思っておりますし、ホームページ等でも随時お知らせをさせていただくこととしております。

なお、マイナンバーカードを所持している方が利用できますオンライン申請でございますが、この方法は、オンライン申請は5月の1日から国において運用が予定されておりますので、この日からの申請

が可能となる予定でございます。

交付金の口座への振り込みの時期などでございますが、申請書発送、受理後に添付書類等の点検事務を経て交付決定後、概ね1週間で入金できればというふうに考えております。

何分、現時点におきましても、国からの取り扱い要領が五月雨式に発出をされております。作業スケジュール等も流動的ではありますが、今回の給付金の支給目的であります、感染拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことができるように、関係機関とも連携を図りつつ全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、外国人の方への対応でございますが、本事業は外国人の方の内、短期滞在者、それから不法滞在者については、住民基本台帳には記録がございませんので、対象となりません。しかし、住民基本台帳に記録されている方については、他の方と同様に対象となることとされております。

そのため、外国人の方にも広く受給していただくための対策として、本市ではホームページの中に数ヶ国語の翻訳ページを作成をいたしましたり、現在雇用されていると思われる事業所のほうへ、周知や協力依頼なども今後させていただきたいと考えております。

また、外国人の方、フェイスブックなどのSNSによる情報交換も利用者が多いと聞いておりますので、そういった手段も検討してまいりたいと考えております。

また、窓口等での対応につきましては、AI翻訳機なども準備をいたしまして、利用者の方を、お待ちをしたいというふうに考えております。

次に、基準日における、基準日令和2年4月22日当日に出生、死亡などされた方は交付対象となるかということでございますが、交付対象となることとされておりますので、その辺の確認を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 緊急を要する対応で、職員の方々も大変でしょうが、市民も大変厳しい経済事情に陥っておりますので、迅速なご対応を何とぞよろしく願いいたします。

今回の新型コロナウイルスの蔓延において、感染予防や診療などに日夜従事し、地域医療を支えてい

る医療機関の関係者の皆様には、心より敬意を表する次第です。市民の皆様も不要不急の外出をせず、3密を避ける行動が、医療現場へ少しでも貢献できるのではないかと思います。

そういった中で、予防を徹底しなければならないのですが、市民の方より「マスクも不足しているが、それよりも消毒液などが全く手に入らない」とお聞きしております。

今回の補正予算ではマスクは予算計上されておりますが、消毒液などの予防物資については全国的な品薄状態で、公共機関でもなかなか手に入りづらいと聞いております。

しかしながら、感染予防の観点から消毒液などの必要性は高いと考えます。今後市民の健康と安全を守る観点から、市民の不安を払拭できるようなご対応をしていただくことを要望し、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河野徳久君） 毛利洋子議員、済いません、もう一度、質問席に戻ってください。

社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） 先ほど、ご質疑に対する答弁の中で誤った部分がございますので、訂正をしておわびをしたいと思います。

先ほど、ご質疑の際に、基準日を22日と申し上げましたが、4月27日の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（河野徳久君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 議席番号1番、於久弘治でございます。よろしく願いいたします。

全世界全体で感染が拡大しています、新型コロナウイルスは我が国、日本でも全国に非常事態宣言が発令されるなど、対策強化が進められています。

厚生労働省が推奨していますマスクの着用、3密を避け不要不急の外出を控えることを全国民が実施していたこと並びに医療従事者の渾身の努力により、わずかではございますが、感染者が減少傾向に向かっているように感じられますが、終息に至るまでは、まだまだ予断が許さない状況には変わりありません。

ただし、その反面、休業要請により、収入が減少した家庭も多くなり、観光業、飲食業を始めとするあらゆる分野においても、大きな影響を与えています。

また、教育現場におきましても、長引く休校により、児童、保護者の方々並びに教育関係者にも混乱

が及んでいます。

このような事態に対し、国、県もさまざまな施策を投じて対応はしてきていますが、本市といたしましても、市民の方の声をきちんと受け取り、国、県では補えない部分には、独自の施策を進めていくことも必要だと感じています。

それでは、議案質疑を行います。

第39号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本市の独自施策である小規模事業者への店舗等家賃助成事業と、地域内お買い物促進事業の2つの事業について質疑をいたします。

お手元の資料、令和2年度補正予算参考資料の6番と7番を見ていただきたいと思います。

まず、小規模事業者への店舗等家賃助成事業について、事業内容、事業費の積算根拠、対象となる事業者の見込み、事業スケジュールについてご説明をお願いします。

次に、地域内お買い物促進事業について、事業内容と事業スケジュールについてご説明をお願いいたします。

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、小規模事業者への店舗等家賃助成事業についてご説明申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルスの影響で売り上げが激減し、毎月の家賃等の固定費の支払いに苦慮している、主に宮町及び昭和の町を中心とした個人経営など、小規模事業者の皆様方に対しまして、市独自の支援事業といたしまして、店舗等の事業物件にかかる家賃の8割、月額6万円を上限として、6ヶ月分を助成するものでございます。

助成対象となりますのは、前年に比較して売り上げが2割以上減少している市内の小規模事業者の方で、対象の業種は問わず広く支援してまいりたいと思っております。

緊急性を要しますので、5月中旬から市役所商工観光課にて申請受け付けを開始し、7月末までを申請期間としたいと考えております。

次に、事業費の積算根拠についてでございますが、宮町の飲食店と昭和の町の家賃等を支払っている事業所の家賃等を考慮した結果、基準となる月額家賃を7万5,000円に設定しております。その8割に当たります6万円を上限として、6ヶ月分で最大36万円、また宮町と昭和の町で対象となる件数がおおよそ65件、その他を25件と推計しまして、その合計90件となり

4月30日

ますので、最大の36万円掛け90件で総額3,240万円と設定しております。

次に、お買い物支援事業についてご説明申し上げます。

この事業は毎年、豊後高田商店街連合会が主体となって発行しております、お買物券を活用いたしまして、新型コロナウイルスの影響を受けている市内の中小事業者の支援を行うというものでございます。

事業の概要を申し上げますと、市商連が発行しておりますお買物券に対しまして、先ほど市長からの提案理由説明の中でもご説明申し上げましたとおり、20%のプレミアムをつけまして、その発行を支援することで、発行枚数を通常の13倍以上、総額1億円とすることで、市内小規模事業者の売上げの底支えを行いまして、地域内経済の循環促進を図ってまいりたいと考えております。

このお買物券につきましては、従来から高田地域のみならず、真玉、香々地地域の商店も対象となっておりますが、今回は発行額が大きく拡大することから、市商連と連携しまして、今後また加盟店の募集なども行ってまいり、より多くの中小事業者の方にも参加していただけるかと思っております。

細かい内容については、今後、この予算成立後、市商連や会議所等と相談して決定いたしますので、現時点では細かいことは確定しておりませんが、今後のスケジュールにつきましては補正予算成立後、先ほど言いましたように、詳細な内容を詰めてまいりまして、加盟店の募集やお買物券の発行準備等を進め、7月までには売り出しができるようにしてまいりたいと思っております。

また、現状では、新型コロナウイルスの終息がなかなか見通せない状況ですが、本格的経済復興がする前に、もう現在市内の飲食店の皆さんが取り組んでいらっしゃるお持ち帰りができる、テイクアウトのグルメなどの購入にもご活用いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） ご答弁ありがとうございます。

小規模事業者への店舗等家賃助成事業につきましては、県内18市町村の内、大分市、別府市を始めとする9つの市で、若干内容に違いはありますが、同様の施策を行おうとしております。

店舗を借用して市内で事業をされている方々に

としては、とてもよい試みで、本市の市民に対する思いやりが感じられる施策となっております。

今後の取り組みにつきましては、新型コロナウイルスの終息が長期になった際には、小規模事業者だけでなく、中小事業者まで対象範囲を広げていただくこと、6ヶ月間補助のところを、期間延長をするなどのご検討も今後要望していきたいと思っております。

ここで、事業者の方に関連したお知らせをしたいことがございます。

ご存じの方も多いかと思いますが、テレビのCMでも放送されています。先ほど市長からも説明がありました、持続化給付金についてでございます。

売上高が前年より50%、半分以上減ったことを条件に、中小企業には最大200万円、個人事業主には最大100万円が、融資ではなく支給されます。詳しくは経済産業省のホームページに記載されていますので、ご確認していただきたいと思っております。

次に、地域内お買い物促進事業につきましては、再質問をいたします。

本事業の対象となるお買物引換券はどこで、どうやって購入できるのかのご説明をお願いいたします。

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、お買物促進事業にかかわります再質疑にお答えいたします。

先ほど、ご答弁の中でも申し上げましたとおり、現状では細かい内容についてはまだ決まっておりません。今後市商連、商工会議所等と詰めをしながら進めてまいるわけでございますが、従来の、以前のプレミアム商品券、お買物券ではありませんが、プレミアム商品券等で取り組んだこともあります。

基本的には、商工会議所を中心として販売をしていただくことになろうかなとは思いますが、いいまでも、商品券といいますか、お金のようなものですので、なかなかそこら辺は注意して取り扱ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） ご説明ありがとうございます。

本事業につきましては、市民が市内でのお買物をしていただくように、市が働きかける、ほかの市町村では例を見ない斬新な施策を打ち出していただきとても感謝いたします。

昨日になりますが、新聞の折り込みに、豊後高田商工会議所を始めとする関係団体がデリバリー、テイクアウトで注文できる、うちで食べようのチラシが入っていました。今後の取り組みの中で、プレミアムがついたお買物引換券が使えるようになれば、市民が、市内飲食業の方々をさらに応援することができるのではないかと思います。

市長を始め、職員の方々も大変な労力を要し、大変だと思いますが、市内事業者の方々も大変厳しい状況に直面しています。何とぞ早急なご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野徳久君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。

新型コロナウイルス対策に、昼夜を問わずお取り組みをいただいている執行部や職員の皆様を始め、関係者の皆様方に敬意と感謝の念をあらわしたいと思います。

さて、見えない身近な敵に、日に日に私たちも恐怖感が増し、これから先どうなっていくのかなという不安でいっぱいの中今でございます。この世界的大流行を食いとめるには、世界各国が一つになり取り組んでいかなければなりません。それぞれの国の存亡をかけた取り組みが必要でございます。人の命を守ることが第一でございます。

そして、人々の生活を支える経済活動を継続させることが大切です。今、事業経営者や個人経営者が非常に厳しい状況におかれることが連日報道されています。

本日、国におきましては、政府の取り組みが可決される見通しでございますが、何よりも1日も早い取り組みが求められているというように、連日のように報道をされておるところでございます。

本日、市におきましても、このように臨時議会が招集され、市の取り組みを、決定をすることは大変大切なことであります。そこで、第39号議案について質問をいたします。

他市の取り組みもだんだんと報道をされていますが、本市にとりましては、どのような取り組みが必要なのか、早く決定し取り組むことが大切です。そこで、提案されている事業内容についてお尋ねをします。

令和2年度補正予算参考資料を見ていると、国

が行う給付事業、それから子育て世帯への臨時給付金事業等を含めて、市独自の事業もたくさんここに上げられております。

その中で、一番上の市役所業務テレワーク導入事業に366万6,000円予算が計上されていますが、これは今、毎日報道されている中で、テレワーク事業の推進ということがよく報道をされています。どういう形になっていくのかなということを、ちょっとイメージ的にわかれば、ご説明を願いたいと思います。

それは、どのような部署で、どういう職員さんを対象に、そしてそういう工具が何台になるのかなといったようなイメージがわかれば、ご説明を願いたいと思います。

それから、特別定額給付金事業、1人に10万円給付するという件でございますが、今までの質問の中で答弁もありましたので、大体わかりましたが、よく最近言われているのは、DVの人たちも、きちっと受けられるようになるのかというようなことが報道されていますが、そこ辺のことは充分検討されれば、またお願いしたいと思います。

それから、子育て世帯への臨時特別給付金事業ということがありますが、これはどの程度あるのかなという点。

それから、新型インフルエンザ対策事業について、市独自でストック分も早く配布したというようなご説明が市長の説明の中にありましたが、妊婦さんには100枚、そして各家庭に10枚という、非常に、今、マスクが不足をしている中で、これからもたくさん配布をするとなると、これは大変だろうなというような気持ちもしておりますが、いつぐらいまでに支給できるのか、そしてたくさん奇特新な方々により、市や学校にマスクを手づくりで寄贈されて利用してくださいといったようなご厚意もいただいておりますが、ぜひこういう機会に、できる人は家庭でもマスクをつくる、そして子どもたちにも少しは家庭科の授業の一環として、マスクもつくってみましょうという過程の中で、そういう取り組みをしていく、そういうことも大切な時期に来ているのかなというような気持ちを持って、私も報道を見ているところでございます。

次は、小規模事業者へのことは大体、これは給付をするといっても、なかなか昨年度の2割減少だとか、店舗をしてすとか、いろいろ申請があるので、難しい作業なんだろうというようにも、私はひとりで考えていましたが、大体65に25店舗合せて、90店

舗ぐらいということのご回答がありました。漏れなく充分支援をしてあげていただきたいというように思っております。

それから、地域内のお買い物事業についてはわかりましたので、省略をします。

非常に、大体の今までの説明の中でわかりましたので、この程度で質問は終わります。

○議長（河野徳久君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、第39号議案に関するご質疑の内、私からは市役所業務テレワーク導入事業に関するご質疑にお答えをさせていただきますと思います。

まず初めに、議員さんから先ほどございましたように、現在新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各事業所の取り組みがいろんな情報が、今、テレワークの取り組みが報道されております。

そういった中で、私ども市役所の位置づけでございますが、国の方針で緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者には該当しております。そのため、出勤者を、よく報道されておりますように、7割から8割削減するというような直接の対象とはなっておりません。

それを踏まえて、十分な現在感染防止対策を講じ、業務を継続することを最優先にするという一方で、今後万が一感染が疑われるものや感染者の濃厚接触者等の事例が発生した場合に、本来の職場を離れても引き続き業務に従事することを可能とするための一つ的手段として、各自治体にテレワークの導入が政府から要請をされているという経過となっております。

今回はそういう面で、緊急の対策として、市役所が万が一の時にも業務の停滞を最大限防ぐ手段として、テレワークの仕組みをあらかじめ構築させていただきたいというものでございます。

今回導入させていただきたい仕組みとしましては、職員の自宅のパソコンから、市役所で自分が使っているパソコンを遠隔操作する仕組みでございます。データの持ち出しはできない仕組みを考えております。

そのため、今回の補正予算では、職員の自宅からインターネットのネットワークを通じて、市役所のパソコンを遠隔操作するまでの間のセキュリティ対策を万全にするための仕組みづくりを、事業者へ委託するための経費として366万6,000円を計上してお

ります。

経費の50%は、市長の提案理由説明にもございましたとおり、国の特別交付税の対象となっております。

この仕組みによりまして、在宅で仕事ができる範囲としては、これは基本的に国から出された考え方に当然準じなければならないというルールがございますが、簡単に申し上げますと、住民票や税といった行政の根幹をなす専門的ソフトを使う業務は対象外です。それから、当然ですが、紙ベースで行う業務も対象外となります。

それらの業務以外の通常のパソコンを使って行う業務、ワードやエクセルというソフトを使う相当量の業務が対象となりまして、また市役所の職員同士で行う内部のメール、それから対外的なメールも市役所のパソコンを通じて行えるようになります。

本市は、大きな市の市役所とは違いまして、職員数も限られております。市役所の業務体制の維持を最優先とした上で、他県等で実際に生じておりますけれども、感染による相当数の職員の自宅待機という事例が、今後万が一発生した場合、そういった場合なども想定し、それから先行きわかりませんが、長期戦になった場合なども含めて、できる範囲で事務の停滞を可能な限り防ぐ、その手段としてテレワークの仕組みづくりをさせていただきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、特別定額給付金事業のDV被害者等の対応についてのご質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

なお、この考え方につきましては、現在まで国から示されております取り扱いの説明となります。まだ変更等があるかとは思いますが、その辺はご了承いただきたいと思います。

まず、配偶者の暴力を理由に避難している方、いわゆるDV避難者等の対応でございますが、2つのケースが考えられると思っております。

まず、1つ目といたしましては、加害者である配偶者と異なる市町村に避難し居住した場合、特段の事情がなければ当該市町村に住民票を移すということになりますので、この場合、基準日現在住民票を移しているDV被害者にとっては、原則どおり定額給付金の支給対象と、避難地での対応ということになるかと思っております。

次に、2つ目のケースでございますが、基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難例で、DV避難者が諸事情により、基準日において住民票を移すことができない場合がございます。

もしくは、基準日以降に発生した配偶者からの暴力により避難した場合、いうことでございますが、支給日現在に住民票がない居住地にいらっしゃるという方になろうかと思えます。

この場合は、DV被害者等が一定の要件を満たせば、例えばでございますが、配偶者暴力防止法の10条に基づく保護命令であったりとか、婦人相談所が発行いたします配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書などを所持、持参していただいた場合、条件を満たしていれば、その旨を申し出てください、居住の市町村で申し出てくださいと、これによって、その所在する市町村において、その方と一緒に行動されている方、子どもさん等でございますけれども、そういう方の分を所在の市町村から支給を受けられるということになろうかと思えます。

市町村が離れてなくて、同一の市町村内でそういった事例もあろうかと思えますが、これにつきましては、先ほど申し上げたような申し出があれば、その対応をとっていくということとされております。

なお、この場合において、配偶者からDV避難者等の給付金について、加害者側、加害者となっております配偶者側から、DV避難者の給付金について同一世帯主の申請があった場合でも、事前に申し出たいただいたものについては、市町村間で調整をいたしまして、配偶者のほうには支給を行わないということになっております。

そういった兼ね合いもございまして、今4月の24日からDV避難者の方からの申し出を受け付けを開始をいたしております。この広報につきましては、国の関係機関や本市のホームページにも情報提供させていただいておりますので、ただいま申し上げたような事情がある方につきましては、こちらのほうをごらんいただき、お早目にご連絡をいただきたいというふうに思っております。

それから、本日の新聞にも掲載がございましたけれども、住所地の配偶者のほうとダブって支給するという、二重給付となるという可能性もあるということでございますけれども、その場合でもDV被害により避難している方へは、前に配偶者の方が受給しておったとしても、交付するような方向で検討されているということが記載されております。

その辺も含めて今後取り扱いがどうなるか、はっきりとは決まっておりますけれども、現状ではそういうような形と報告を受けております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、私のほうからは子育て世帯への臨時特別給付金についてお答えをいたします。

給付金の対象者はどの程度あるのかというご質問でございますけれども、対象者につきましては、本年、令和2年3月31日現在の住民基本台帳におけるゼロ歳から15歳までの人口をもとにしまして、児童の人数として2,550人、世帯数で1,500世帯を想定しているところでございます。

1人1万円でございますので、給付金額としましては、2,550万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、私のほうからマスクの配布についてのご質問にお答えいたします。

いつまでに支給できるのかということでございますが、皆様ご承知のとおり、マスクにつきましては、品薄状態が続いております。入手が困難な状況が続いておりますが、議決後早急に発注を行い、できるだけ早く配布をしたいと考えておりますが、一応今のところ、6月中の配布を目標としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、私のほうから小規模事業者の店舗等の家賃補助の助成事業につきまして、漏れがないようお願いしたいという質問であります。今回の補正予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1件当たり36万円の上限の場合を想定して、90件の予算を計上しているわけでございますが、この数はあくまでも見込みの件数でありまして、申請状況によりまして、もし不足するような状況が生じた場合は、今後さらなる補正等も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。これ、いろいろ自然災害が発生をして終わったかと

4月30日

思えば、コロナが発生する。いろんな疫病が発生するといったようなことで、これからの社会はなかなか難しい時代に入ったなというような気持ちが率直にしております。

いつ何どき何が、本当に起こるか分からないような時代に入ったなというように思っているところであります。私たちも日ごろから自分でできることは自分でして、できるように、日常的に取り組んでおくということも、これからの社会では必要なのかなというような気がしております。

皆さん方には昼夜を問わず、この取り組みをしていただいて、本当にありがたい気持ちでいっぱいでございます。どうぞお体をお気をつけになって、みんなでしっかり豊後高田市を守っていく、盛り上げていく、そういう取り組みにしていきたいというように思っているところであります。

以上で終わります。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。最初に、新型コロナウイルス感染でお亡くなりになりました方に対して哀悼の意を表します。また、闘病中の皆さんにもお見舞い申し上げます。

また、市長始め、職員の皆さんには感染防止、そして市民の命や暮らしや営業を守るために献身的に取り組んでいることに対して、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

それでは、議案質疑を行いたいと思います。

39号議案は一般会計の補正予算であります。今回の補正総額が約23万9,000円ですけれども、その全てが新型コロナウイルス感染の関連予算であります。

中でも、全ての国民に対して一律1人10万円を給付する10万円問題については、市民の関心が高いので、ここから始めたいと思います。

市長の先ほどの提案理由説明などで、大枠はわかりますし、新聞報道などでもわかるんですけれども、一つ質問したいのは、市長が5月、対象が約2万2,600人を見込んでおると、そしてなるべく5月の早い時期に給付できるように給付開始をしたいということなんですけれども、市民から見れば、この1人10万円というのは、早いほどありがたいと思うんです。

新聞報道では、熊本県の産山村では5月1日から給付を始めるという報道がありますし、事務に時間がかかるとは思いますけれども、一番、いわゆる国の予算がきょうの午後決まります。

市議会もきょう、市のこの予算についてもきょう議決するんですから、やろうと思えばいつでもできるわけです。なるべく早くということで、やっぱり5月中の早い時期と言うけれども、早いというのは5月1日から15日ごろまでにいけるかどうかということになるんですけれども、早くするためには、何らかの工夫があると思うんです。その辺の事務のスケジュールが、先ほど説明されておりましたけれども、何かスピードを上げるための改善策はないのかどうかというのが一つです。

それから、2つ目は、あくまでも申請に基づいて口座に振り込むことになるので、私は高齢者のひとり暮らしの世帯だとか、あるいは障がい者の世帯とか、施設に入っている方々について、申請が自分一人ではなかなか困難な方もおと思うんですが、そういう方について何か特別な対策を考えてあるかどうか。

それから、もう一つは、先ほど、DVのことで説明がありましたけど、私は今言うDVの被害を受けて他の市町村で生活している人、あるいは他の市町村から豊後高田で生活している人もおと思うんですけど、その場合、当初はきょう4月30日までが申し込みの期限だということになっていました。きのうの国会でこれを延期されることになりましたけど、豊後高田で見ると、今掌握している方で、DVの被害を受けて市外にも避難をされているという方が掌握されているのかどうか。されているならされている。あるいは、よその市町村から高田に避難されている方がおるのかどうか。そういう方にも、4月30日締め切りはまだ延期になった。あるいは、最初、住民票のあるご主人のところが申請すれば奥さんの分、子どもの分ももらえるようになるんだけれども、もらっておってもその人が、例えば高田の人が宇佐に避難しておれば、宇佐の市役所に申し出て申請すればもらえるんです。二重にもらうことになるけれども、それはこちらのほうが返すという制度になっているようで、きのうの国会の議論を聞いておりましたら。だから、そういうようなことが豊後高田では考えられるかどうかです。そういう対象がおるかどうかが把握しておれば把握しておく。ないならなくてもいいんですけど、今回の場合、1人10万ということになれば、そういう避難されている方や奥さんや子どもさんの生活を守るためにもちゃんともらえるようにすべきだと思いますので、聞いておきます。

次が子育て支援の臨時給付金、これまでの児童手当に対して1万円ずつ追加する事業なんですけれども、これも支給が早いことがありがたいわけなんですけど、これは私の知る限りでは、申請については、公務員の場合は申請しなくてもいい。その他は申請となるんですけれども、何らかの簡単で早く申請できるように、もう給付も早くできるようにと思うんですけれども、その辺何か考えがあれば説明してもらえたらと思います。

それから、次は全世帯にマスクを10枚配布する事業についてですが、事業効果をどう見ているのか。なかなか市民全体には市販されているマスクが届かないという問題が大きな社会問題になっているんですけれども、何とか早く市のほうも発注してもらって、物を買って、同じ市長がそういう施策を実行するとなれば市民にとっても早いほど感染予防対策で効果を上げることになると思うのですが、事業効果や配布の方法、配布を早めるということになればいつまでぐらい早められるのか。その辺何らかの努力をしてもらいたいと思いますが、説明をしてください。

それから、妊婦に対して新たに100枚追加する事業についても、いつまでの妊婦かということになります。いつからいつまでを妊婦と、確認できる人たちの期限ですね、配布対象者というのをどう見ているのかを説明してください。

それから、次は今も議論がありました小規模事業者への店舗などに対する家賃助成事業についてであります。市長の説明では、市内で約90店舗を見込んでいると。業種は広く対象にするんだということなんです。一つは、この事業の事業効果をどういうふうに私たちは認識をすればよいのかです。豊後高田市では中小企業振興条例も県内ではいち早く制定をされております。中小業者というのは地域経済を支えるかなめでありますから、これを守ることが大事なんですけれども、今のところは家賃となっているんです。宇佐の場合は1店舗一律10万円支給する予算が決まりましたけれども、同じ昭和の町、あるいは真玉、香々地で事業をやっても、借りている人についてはこれだけの支給があるけれども、持ち家は無いという問題も大きい問題があるんです。中小業者を支えるということになると、県内では家賃補助がよいのか、一律なものがよいか、どちらも選べるという方法をとっている自治体もあるようです。だから、そういうようなことも検討して、豊後高田の場合は家賃だけでよいということになったの

か。あとは持ち主についても中小業者に対して5割以上売り上げが減った場合については国の制度がありますけれども、100万円という制度がありますけれども、それが無いわけですから、家賃だけではなくて、売り上げが大幅に減少しているところについても同じような何らかの支援事業が要ると思うんですけれども、そういうことを検討して家賃だけになったのか。あとのことはまた第2次で補正を組んでいくというように理解したらよいのかも説明をしてください。

次は、お買い物券に対してプレミアムを2割つける事業についてであります。まだ詳細については今からということなんですけど、私は昨年度実施しました国の制度、低所得者に対して2割プレミアムをつけた事業だったんですけれども、当初から予算の段階からこれは周知徹底をしなくてはなかなか利用者はないんじゃないかと。けさ、担当課長から聞きました、豊後高田の場合、2種類あるんですね。子育て世帯と低所得者世帯なんですけど、低所得者世帯のほうでいきましたら、対象者の申請があって交付がされたのが35.35%しかないんです。そういう状況なんです。それで、今回は1億円について2,000万円市がプレミアムをつける。あと200万円は商工会の人に事務費として交付するという予算になっているんですけど、今回の2割プレミアムについては、限度額を決めていないと、それはお金がある人はばつと買い占めができるんです。そうすると、売り出し日、その日の内に何時間で売り切れてしまうことにもなりかねないんです。私は前の永松市長時代にこのことを問題にしまして、上限を5万円まで持っていたらどうかと。前は10万円だったんです。5万円にしまして、対象が8,000人を超えた例もあります。今回の場合、まだ詳細が決まっていないということなんですけれども、市長、今回は1億ですから、なるべく大勢の皆さんが利用していただくために、そして地元の商店街を活用していただくためには、上限を前回は5万円まで抑えたんですけど、今回上限を抑えて広く活用してもらおうと。1人の人が買い占めをすることのないように、1人で1世帯で買い占めをすることのないような施策をとり、市民にも2割分は得をもらおう。地元で使って地元の商店街も潤ってもらおうというような事業効果を上げてもらいたいと思いますが、どう考えているのか。

それから、もう一つは、特別融資の利子補給についてです。完全3年間は無利子で借りられることに

4月30日

なりましたが、質問としては、現在の融資の申請をしている人、それからもう実際借り受けの決定がされている人を掌握されておれば、何件あるか説明してもらいたいと思います。

以上です。

ちょっと待って。次の議案はやらないね。その議案だけやね。いいですね。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） いいですか。私が先ほどの質問の中で予算の補正総額を言い間違えたようなので、23億円と訂正したいと思います。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、私のほうからは特別定額給付金事業のご質疑4点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、申請までの取り組みでスピードを上げるための取り組みが何かできないかというご質疑でございますが、私ども、ご承知のとおり、当初、国のほうにおきましては生活支援臨時給付金という形で一定の条件を満たす方に対して30万円給付するという事業の閣議決定、それから補正予算の議決まで進んでいたという状況の中で、これに向けた取り組みを検討しておりました。ですけれども、一晩の内に今回の特別定額給付金のほうに変更になったということで、引き続き、事前に閣議決定前でもできる協議や準備というものは進めてきたつもりでございます。そういう中で、4月20日に新たに閣議決定をされて、本日、先ほどおっしゃったとおり、補正予算のほうも通る見込みとなっております。そういう意味で、どういう形で進めればいいのかということを議論しながらしっかり取り組んでいるところでございますが、何分にもこの関係につきましては電算のシステムが必要だというふうに考えております。このシステム構築につきましては、いろいろな条件、取扱要領等も本来必要でありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、国のほうにおいてもまだ十分な情報が提示をされておられません。この連休の間にも具体的なものが、方向性といいますか、スキームが出てくるのではないかとこのように思っております。

ただ、申請書を発送するに当たっては1日も早いということを必要としますので、今回、電算システムを2段階に分けて、申請書の発送用の簡単なシステム、それから、申請書を受け取りましてからの事務処理に必要なシステムというふうに2段階に分けて対応いただくように保守業者と検討して、

これによって随分日数も稼げたのではないかとこのように思っております。

先ほど、熊本県の産山村ですかね、お話があったと思うんですが、あそこは600世帯ぐらいで、手で計算しても充分間に合うのではないかな。そういう意味では、私どもでは手作業のほうではこういったことは難しいのではないかとこのように考えております。

保守業者さんのほうにもお願いをいたしまして、1日も早い申請書の発送、受け付けということで取り組んでまいりたいと思いますし、先ほども若干触れましたけれども、5月1日を国のほうに予定をしておりますけれども、ポータルサイトでの手続等もできるようにございますので、そういった方にはできるだけ早く手続の済んだ方には交付してまいりたいというふうに思っております。

次に、一人で施設・病院等に入院・入所なされている方で、みずから手続のできない方の関係でございますけれども、一応、今回の申請につきましては、さまざまな理由で本人による申請が困難な場合、代理申請や代理受給ということも可能となっております。ただ、これにつきましては一定の条件が設けられておりますので、そういった条件を満たす方であれば代理での申請受給ということができないのではないかとこのように思っております。

それから、DVの申し出期間が本日までということで当初言われておりましたが、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、国会のほうでさまざま議論がございまして延長されるということになったようでございます。また、二重交付についてもいたしかたないという方向で、今後、その後の対応ということになっているようでございます。市内へのDV被害者の方の避難状況でありますとか、市内の方の市外への避難状況につきましては、これ、大変把握は困難であろうと思っております。でありますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、ぜひご相談をいただければというふうに思っております。担当のほうへご相談をいただければというふうに思っております。

それから、以上3点でよかったですか。当初の目的どおり、一日も早い給付に向けて全力で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野徳久君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、子育て世帯への臨時特別給付金についての質疑にお答えいたします。

まず、申請の関係でございますけれども、臨時特別給付金につきましては、児童手当をもらっている方、当市で児童手当を支給されている方、会社にお勤めの方や自営業の方につきましては、申請は不要です。改めての申請は不要です。ただし、公務員の方に限っては、支給状況がこちらで把握できませんので、その所属する行政庁のほうの証明書をもって申請をいただくことになります。

そして、支給の時期でございますけれども、通常、当市のほうで児童手当を支給されている方につきましてはシステムの中に構築されておりますので、議決後、システム改修を行いまして、改修後すぐに支給をしたいというふうに考えております。そして、公務員の方につきましては申請を伴いますので、少しチェック等ございますので、少しおくれるものというふうに思っております。

続きまして、健やかな妊娠支援事業についての質疑でございますけれども、妊婦へのマスクの配布につきましては、対象人数について約100人を見込んでおります。この100人につきましては、妊娠後、出産を終えて妊婦でなくなる方、新たにめでたく妊娠をされて妊婦となられる方が常におりますので、入れかわりがございますので、毎月人数の把握をしていきたいというふうに思っておりますけれども、常時約100人の妊婦さんがいらっしゃるところで考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、マスクの配布についてのご質疑にお答えいたします。

まず、事業効果ということでありますけれども、今回の新型コロナウイルスにつきましては、高齢者や基礎疾患を持っている方が感染すると重症化しやすいということが言われております。また、若い方でも誰がいつかかってもおかしくないという状況にあると思っております。そういうことから、感染予防策の一つであるマスクを着用することによって感染拡大防止ができるものと考えております。

それから、配布時期につきましては、先ほど井ノ口議員のご質疑にご答弁申し上げたとおりでございます。議決後、早急に発注を行いまして、できるだけ早い時期に配布ができるよう努めてまいりたい

と考えております。

それから、あと、配布方法につきましては、現時点では郵送による配布を考えているところであります。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、小規模事業者への店舗等家賃助成事業についてのご質疑にお答えいたしたいと思っております。

まず、事業効果と持ち家の人の対策についてでございますが、今回の小規模事業者への店舗等家賃助成事業につきましては、今回のコロナウイルスの関係で宴会の自粛や観光客の減少など、最も早くからその影響を受け、また、資金繰りに苦慮しております宮町及び昭和の町を中心とした飲食店及び小売店の家賃を支払っている方を支援することを主眼としております。この家賃補助につきましては、今月に入りまして、商工会議所、西国東商工会、また、宮町活性化協議会からも家賃補助をぜひお願いしたいという要請書も上がっております。ということで、今回は、この事業はまず一番最も苦慮しております市内の小規模事業者の家賃助成を実施するというところでございます。

また、家賃を支払っていないその他の中小企業、また、小規模事業者等の支援についてでございますが、今回3つの事業をセットでご提案申し上げております。一つは、地域内お買い物促進事業ということで、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、通常13倍の数、1枚500円の商品券ですが、20万枚発行することで広く、また、長く小規模事業者、その復旧度合いによって市内のお買い物をご支援するということと、また、利子補給事業、これが1,000万円までの利子を補給するということで、幅広く中小事業者の方の支援をすることとしております。

次に、お買い物券の限度額についてのご質疑につきましては、先ほどから申し上げましているとおおり、この事業につきましては今後詳細を詰めてまいりまして、現状では内容は確定しておりませんが、少しでも多くの方にお求めいただけますように、今回、現在想定しておりますのが、お買い物券は1枚500円という券でございますが、上限を1人当たり1回2万円に設定してはどうかと考えております。2万円の商品券で2万4,000円分購入できるということで、2割お得な商品券ということでございます。1人2万円という上限を設定した場合、最大で4,000

人の方が購入できるということになりますので、今回のお買い物券、地域内お買い物促進事業の目的は地域内の経済循環、中小・小規模事業者の支援でございますので、前回のプレミアムとは趣旨が異なっておりますが、このくらい規模があれば広く行き渡るのではないかとこのように思っております。

次に、利子補給の事業について、現状の融資の状況の把握等についてのご質疑でございますが、市内での融資件数等の数は把握はしていません。ただ、市の商工観光課へ、これまで4月に入ってから急にセーフティネットの申請等が多くなってございますが、その申請件数は現状で30件となっております。また、金融機関等から政府系の各種利子補給事業等の制度がありますが、全国的に申請が殺到しておりまして、特に政府系の金融機関におきましては実際申し込んでも実際融資が実行されるまでの期間が2ヶ月から3ヶ月ほどかかると、そういった状況もお聞きしておりますので、それではなかなか急な資金需要に間に合わないだろうということで、今回、県の制度に合わせました利子補給事業を実施することとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、10万円の給付事業についてもう1回お尋ねします。

担当課長から最大限努力をしようというお言葉をいただきましたので、職員の皆さん、力を合わせてなるべくできるだけ早く市民の手に渡れるように努力をしてもらいたいと思います。

新たに対象の問題で、DVとの関係なんですけれども、子どもが虐待を受けて市外の施設に入っている場合、前にありましたけど、現在はよく私はわかりませんが、そういう人があった場合も、その施設が対処すれば職員がかわって申請してその子どもに直接渡せるということもきのうの国会で議論があったようです。その点についても、豊後高田の場合、住民票が本市にありながら他の地域の施設などで今生活している子どもたち、そういう人がおるのか。おる場合はそういう方法も徹底してもらいたいと思いますが、どうなんですか。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、特別定額給付金の再質疑にお答えをさせていただきます。

児童虐待、高齢者虐待などの虐待の被害者の方の対応につきましても、議員もおっしゃられるように

まだまだ議論がされている途中でございまして、なかなかこのような取り扱いということがこの場で申し上げられる状況にはないというふうに認識をいたしております。今後出てきた情報で対応してまいりたいと思いますが、具体的な人数については現時点では把握しておりませんが、必要に応じて担当課と協議をしながら把握に努め、給付されるべきものについては給付されるように取り扱っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと26分ですね。それでは、次は子育て臨時特別給付金についてもう1回質問します。

あくまでも申請をしなければ支給できないということなんですけれども、申請用紙は対象世帯にはいつごろ届く見込みなのか。なるべく早く届けて、なるべく早く市民に子ども1人1万円が支給できるようにしてもらいたいと思いますが、説明してください。

○議長（河野徳久君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、子育て世帯への臨時特別給付金についての再質疑にお答えいたします。

申請についてでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、基本的に今回の支給を受けるに当たっての申請は不要です。要りません。

（「要らないんやな」と呼ぶ者あり）要らないんです。公務員の方については必要となりますけれども、現行、市が児童手当を支給している方、会社員、自営業の方につきましては申請は要りません。お知らせにつきましては、システム改修後、速やかに発送したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、全世界帯にマスクを10枚配布する件なんですけれども、今、郵送という方法をとるということなんですけれども、各自治会を通じて配布する、自治会に対して一定の手当を支給するとなったらどうかとも思うんですけども、そういう点で自治会連合会などと協議したことがあるのかどうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（河野徳久君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、配布方

法についてお答えいたします。

現時点では郵送を考えておりますけれども、自治会を通してというお話であります、自治会とはまだ協議は行っておりません。

今後、自治会のほうとも協議をして、自治会にご協力いただけるようでありましたら、自治会を通して配布等も考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、小規模事業者への店舗の家賃問題なんですけれども、今、課長からありまして、宮町と昭和の町関係で早くから客が減って支援が激減した世帯が対象なんだということで、家賃の要望もあったということなんですけれども、それも8割家賃で上限6万円、6ヶ月というのは県下9自治体でいろいろ実施することになってはいますけれども、6ヶ月間というのと8割負担というのでは評価できる課題だと思うんです。同時に、私が質問したのは、これを検討する時に家賃だけでなく持ち家の人も含めて宇佐みたいは何らかの、国の制度としては半額以上売り上げが減少した世帯に持続化給付金が100万円、中小事業者に対しては200万円を限度に支給されるんですけど、これも煩雑でなかなか申請してもいつもらえるかわかんような制度なんですけれども、宇佐の場合やったら一律10万円は支給しますよと。あるところではそちらがいいか、家賃補助がいいかと、どちらでもいいほうを選べるところもあるんです。持ち家の方についても、やっぱりそれはローンの解消だとか、固定資産税だとか、いろいろ固定費としてはかかりますので、これは今後第2次補正で中小業者を守るという点では検討し、実施すべきだと思いますし、真玉、香々地についても同じ問題があると思うんです。あるいは、例えばホテル・旅館の問題が全国的に大きな問題になっているけれども、予約が切られて大変な問題がありますけれども、そういう業種まで含めて何らかの市独自の支援対策をとると。その分は国からの地方創生資金1兆円がありますから、これを1兆円じゃなくても2兆円にする場合だって5兆円にする場合だってあるわけやから、それぞれ市町村で中小業者が本当に困っている問題についてはよく把握をして市独自で事業をやっていくと。その分は国の資金を使うというようにすればいいと思うので、今後、また中小業者のことで家賃以外のことで私の言う持ち家の人は全然恩恵を受けないわけやけど、家賃以

外にも何らかの売り上げ減少に対して事業を広げる。新たな事業を起こす気があるかどうか。市長の見解を求めます。

○議長（河野徳久君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今、例を出された宇佐市で10万円、そして家賃補助でいきますとうちが上限6万円、6ヶ月で36万円と、持ち家の者はもらえないということで、どちらでも選択肢をというお話と、いろいろな形で被害をこうむっておる小規模事業者がおると、そういうものを含めまして、つなぎ融資という意味で県の制度にのっとって最高1,000万円まで行政として1.3%の金利を全額行政として負担して運転資金に使っていただいて、この難局を乗り切っていただけたらという、そういう意味で小さな個々の問題はそういう事業を活用することで包括的に考えていただけたらいいのではないかなと、こういうふうに理解をいたしております。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと時間が18分になりましたので、今の件については、今後の私は2次補正のことでもっと市内の小規模零細業者、それから中小業者についても、経営を維持していくために、本当に困っている問題については正確に掌握してもらって、これは国民の声を国に伝えなければ国はなかなかわかってくれないんだから、思い切って市が独自で事業をやり、その分は国に要求していくと。創生資金を使う、活用するという方法をとればいいと思うので、今後、本当に今回のコロナウイルス関連で本当に収入が減額しているところについては、市独自の中小業者を守るという観点から新たな事業も起こすと、支援策をとるというようにしてもらいたいと。市長、もう1回答えてもらえませんか。

○議長（河野徳久君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 市独自で1,000万円の借入れまで、この利息について全て行政のほうで持つということで、この1,000万円の融資枠を活用してこの難局を乗り切っていただけたらありがたいと思っておりますし、個々の事業者の状況に応じて、この運転資金を活用していただければ全ての内容は克服できるのではないかなと。コロナが6ヶ月かかりまして、それからV字型に回復されるとは思っておりませんが、そういう意味で私ども6ヶ月じゃなくて3ヶ月、コロナが延長しても、それからV字回復するためにはさらに3ヶ月かかるであろうということで6ヶ月を想定いたしておるわけでありませ

し、また、持ち家の方も運転資金で大変だろうと思っておりますし、この1,000万円を1ヶ月で使ってしまうとは思っておりませんし、当然、その1,000万円の融資の中で利息の負担はありませんので、運転資金を使ってこの難局を乗り切っていただければ充分対応できるものと思っております。業種はいろいろありましようけれども、業種によってそれぞれの事情も違うと思いますが、基本的には運転資金だと思っております。そういう意味で理解をしていただけたらありがたいと思います。市の独自でしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、これについて総額5億円を想定しております。5億円以上の内容が発生しますと、それに対応していきたいと、こう思っております。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、なお市民や業者の要望に応じて、市民の命を守る、暮らしを守る、営業を守るという立場で、市長、あと1年もたらず市長選挙もありますので、頑張ってもらいたいと思います。

次は、第5号報告、国保税の条例の一部改正の専決処分について、5点質問をいたします。

一つは、第2条の改正で影響が出る世帯数やその税額の見込み、それぞれ上限以上のものと現行と今回改定するまでのその部分と分けて説明してください。

それから、2つ目が第23条の改正で影響を受ける世帯人数、税額、もとい、それは今の2でいいです。

3番目には、第1の質問をしました限度額の標準世帯、4人世帯で現行では対象者が所得額が年間幾らで、今回3万円引き上げることになって所得額が幾らかの説明ですね。

4番目は、上限を3万円引き上げることでの増税分と23条の改正で5割軽減、2割軽減世帯が若干ふえると思うんですけども、それで減額される差し引きすると市民の納める税はどういうことになるのか。差し引き額です。

あと最後、5番目は、今回のコロナウイルス感染の関係で事業者が収入が激減した場合には、市の国保税の減額をすれば、国がその分は財政を補填するということが決まったようですけども、これは国の説明によると、市の条例の減免規定の見直しによるのではないかと私は受け取っているんですけども、そうすると今回の臨時議会で条例改定が必要じゃなかったかと思うんですけども、どう考えておる

のか。私は、これまでの国保税というのは昨年の所得に対して今年度の課税がされるわけなんだけれども、これは市民の収入に比べたら高過ぎるということは何度も問題にし、引き下げを求めてきましたけれども、今回の3月では条例改定せずに据え置きになっているんです。それでも高過ぎますので、国のほうがコロナ感染での減収世帯に対しては今回減免を実施すればその分補填するということだから、豊後高田もぜひ実施をしてもらいたいと思いますが、その辺説明してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（河野徳久君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第5号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正に関するご質疑にお答えします。

今回の改正による医療分の影響世帯については64世帯で、影響額は131万3,239円、改正前の61万円と改正後の63万円の範囲内で課税される影響額は4世帯で3万3,239円を見込んでおります。

また、介護給付金の影響世帯については16世帯で、影響額は17万6,610円、改正前の16万円と改正後の17万円の範囲内で課税される影響額は2世帯で1万6,610円を見込んでいます。

次に、低所得者の方の軽減措置に係る所得判定基準の改正ですが、2割軽減で9世帯、影響額17万2,000円、5割軽減では7世帯、35万9,600円を見込んでいます。

また、国保税賦課限度額99万円に達する標準的な世帯所得でございますが、846万5,200円でございます。

それと、減免等の準備等の関係でございますけれども、現在、国の通知に基づき準備しているところでございますが、詳細については、国は令和2年度補正予算案の成立後に関連経費を盛り込んだ減免基準や交付要綱などを通知予定となっておりますので、詳細がわかり次第、準備をしっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 再質疑をいたします。最初の第2条関係では、市民に課税する課税限度額を医療費分では3万円引き上げることなんですけれども、これによって増額をした金額と、22条の改正でいわゆる均等割や平等割を5割軽減する、ある

いは2割軽減するという方が若干所得があってもできると、対象がふえるということなんですけれども、軽減される世帯は合わせても16世帯で約53万ぐらいしかないんです。だから、もう1回お尋ねしたいのは、限度額をふやすことによって市の国保会計に税が増額される、いわゆる市民の負担が重くなる分が幾らで、それ引く軽減分、16世帯の分が幾らで、差し引き幾らに、いわゆる差し引きは住民の負担が減るのではなくて、住民の負担がふえると、計算してもできますけど、正確な数字を述べてもらいたいと思います。いいですかね。

○議長（河野徳久君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

今回の改正による61万円から63万円に係る分の影響額が131万3,239円ふえることとなります。その後、軽減の分でございますが、軽減の分については17万6,610円影響が出るようになっておりますので、それを差し引くと最終的には114万6,629円の影響が出るというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今回の改定については国の地方税法の改定に伴ってのものなんですけれども、県下18市町村ありますけれども、これまでというか、数年前までは大分市だとか別府市などについては市独自で改定しないという形で据え置きをしてきたんですけれども、今回担当課での調査をしておれば、18市町村とも国の法律に基づいていわゆる専決処分でこういう改定をされているかどうか。わかればお知らせください。

○議長（河野徳久君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） 再々質疑にお答えいたします。

県下18市町村については全て行うと聞いております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと、最後に、新型コロナウイルス感染で実際に被害を受けた、いわゆる客が激減をして収入が減った個人事業者などが国保に加入しておりますけれども、そういう方については国の制度としていわゆる市が減免をやれば国が負担を

するということになりまして、詳細は来次第に準備をされてやるということなんですけれども、担当課が見て、今のいわゆる家賃補助が約90店舗の事業者を対象にしておるんだけど、もうそういう方については国保に加入の人もかなりあると思うんですけど、今の制度が、市が減免をやれば実際国が支援をするという事業に該当できるような小規模の事業所、国保に加入している世帯というのはどれぐらい考えられるかわかったら。それで終わります。

○議長（河野徳久君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） 濟いせんけど、現時点では詳細は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 終わりますからね。把握していないということなんですけれども、そういう制度があるということ市報などで市民にも周知をして、これだけ収入の割に国保税が高くて皆さん困っておるものだから、市が減免をすればその分国が支援をするということになれば活用すべきだと思いますので、ぜひ市民に周知をしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（河野徳久君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） 周知については、ケーブルテレビ、市報、ホームページ等で周知していきたいと思います。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（河野徳久君） この臨時会は急を要する会議ですので、このまま続けたいと思います。議員各位のご協力のほど、お願いいたします。

15番、菅 健雄君。

○15番（菅 健雄君） 15番議席、菅、新友会の菅でございます。このたびの新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、闘病中の方々の一日も早い回復をお祈りいたしまして、議案質疑に入りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、全世界で猛威を振るっておりますが、欧米だけでなく、アフリカ大陸でも感染が拡大、1日当たり数千人の死亡者が出るなどの状況が続いております。昨日の時点で新型コロナウイルス感染者の世界中の感染者が312万5,267人、死亡者にして21万7,000人以上が出ております。

4月30日

日本国内でも感染者は1万4,000人を超えております。そして、死亡者も448人となっております。終息の兆しが見えてこないのが現状ではないかと思っております。

緊急宣言全面解除の時期、タイミングが議論されておりますが、専門家の間でも意見が分かれています。一方で、専門家の間では、共通していることは新型コロナウイルスとのつき合いは年単位になるとの新聞報道もあり、中長期化を見据えた対応が必要になってくるのではないかと思っております。

それから、新聞報道にもありましたが、市内の飲食店組合、西国東商工会の支援を求める要望書の取り扱いについて、市の執行部がスピード感を持って検討の方向で動いていただいておりますことに感謝申し上げます。

そして、また、市の執行部を始め、市の職員の皆様方には、新型コロナウイルス感染の業務の処理に精力的に頑張ってくださいと重ねて感謝申し上げます、議案の質疑に入ります。

第39号議案、令和2年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）について質疑をします。

第7款商工費1項2目の商工業振興費に一般財源から5,980万円が計上されており、18節の補助金で新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金として利子補給の補助金540万円、地域内買い物促進事業補助金で2,200万円、店舗等家賃補助金として3,240万円が計上しておりますが、1番と2番、利子補給と地域内買い物促進につきましては、これまでの議員の説明に対して執行部の答弁で理解しましたので、私のほうからは店舗等家賃補助金の件につきまして質問させていただきます。

大石議員の質問の中で少しダブるかと思いますが、私がどうも納得いきにくいのが持ち家に対する取り扱いです。それと、今回の措置は、今のコロナウイルスの感染の状況の中で、営業自粛ということに協力をいただいていることに変感謝しておりますが、それとの関係が6ヶ月間の家賃の補助をするということとの関連性は幾らかあるのか。それともう一つ、今、開会中の衆議院の予算委員会の中で家賃給付の件が議論され、国のほうも給付の方向で動くような感じの発言が多々出ております。それとの関連というのは全くないでこれはこれ、また、国のほうがやるようになればダブってまたそれも取り組んでいくことになるのか。その点をお聞きします。

これで第1回の質問とします。

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、小規模事業者への店舗等家賃助成事業についてのご質疑にお答えいたしたいと思っております。

なぜ持ち家の人ではなくて家賃助成のみということの理由についてでございますが、先ほどもご答弁の中で申し上げましたように、宮町や昭和の町を始めとしました飲食・小売業の方が一番早くから影響を受けていると。特に家賃を支払っている方は営業が減少しても固定費として毎月家賃がずっと出ていくので、そこで非常に経営的に厳しいと。何とか家賃の助成をお願いしたいという声が非常に多く、また、商工会議所、商工会、また、宮町の活性化協議会からも家賃助成をお願いしたいという要望が特に強くございましたので、今回、小規模事業者の家賃助成ということでございます。

なお、先ほどどうか、市長の提案理由の説明の中でも申し上げましたように、業種は飲食・小売業というふうには限定しておりません。小規模事業者というものは定義を詳しく申し上げますと、商業・サービス業であれば従業員5人以下、製造業であれば従業員20人以下が小規模事業者ということになりますが、小規模事業者で売上げが前年比20%以上減少している方は誰でも今回対象になるというものでございまして、宮町、昭和の町を念頭には置いておりますが、別にそこに限定したわけではございまして、市内全域の小規模事業者の方に対する家賃助成を行っていききたいというものでございます。

一つ、この事業を決めた理由としまして、今、国及び県で毎日のようにいろいろなことが議論されております。はっきりどういう今後事業が出てくる、助成が出てくるか、私たちのほうもマスコミ報道である以上のことはあんまり把握できておりません。したがって、市としてできるのは、国また県の事業が、制度が動き出すまで、その間、どうしても時間的ずれがありますので、市でできる緊急を要する分野について助成していこうということで、今回、家賃補助、また、地域内買い物促進事業と利子補給をやろうということになったものでございます。ということで、家賃につきまして、基本的にはもちろん国の制度が始まりますればダブって受給するということは想定しておりませんで、どちらかを選択するか、もしくは、うちのほうの助成制度につきましてはあくまでも実績に応じて、また、多く払い過

ぎた場合は家賃の実際に払った額の8割、また、月額にすれば6万円を上限としていますので、6ヶ月終わった段階で実際はそんなに家賃を支払っていないということでありましたら、その実績に応じた家賃の8割のほうを補助金としたいと思いますので、精算のほう、先にお金が必要だと思いますので、概算払いのような形で6ヶ月分をまとめて払って、6ヶ月終わった時点で家賃が安くなったりした場合は返還のほうをお願いするというような制度を想定しております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 15番、菅 健雄君。

○15番（菅 健雄君） 再質問を行います。

今、課長の答弁を聞いている中で、立場が違いますので少し認識のずれを感じたところでもありますけど、私の持っている考え方を述べさせていただきますと、持ち家の店舗についてはそれぞればらつきはありますけど、土地代を含めて建築資金の返済、固定資産税、火災保険、そのほか、最近台風の襲来がありませんけど、台風の襲来に対する修理とか、シロアリ対策だとか、家賃に近い維持費というのが私は出てくると思っております。それで、この件だけはこれから執行部のほうでも検討いただいて、持ち家でやられている方の意見もお聞きになって、何か対策を講じてあげなければ、家がただで建てて商売をしているぐらいのそんな感覚では非常に持ち家を持っている方の納得は得られないと思います。現に、私、個人的にもそういったことで、火災保険だとかそういったのは確率的には少ないけど、万が一のことにかけて大きな火災保険を店舗等には掛けております。そういったことを総合すれば、持ち家は無利子の借入金を流用したらという市長の意見がありましたけど、それは全くもう当人にとってはお話になりません。それから、庁内でも執行部を初め担当課のほうでよく試みて、それこそどちらか選択とか、先ほど、近隣の市の情勢もありますし、何かの手を打ってこなきゃ、これだけの手当をしたことが市民全体から見ればすばらしい手当ということにならないんじゃないかというような気がします。それで検討願いたいと思います。市長の今の私のお願いに対する見解があればお願いします。

○議長（河野徳久君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先ほど、大石議員さんに答弁した問題等にも重なってくるかとは思いますが、今、議員さんのおっしゃる持ち家と賃借の店舗との

違いがと、持ち家に対する対策がゼロで、家賃補助が6ヶ月で36万円ということでは、えこひいきじゃないかと。宇佐市のほうでは、持ち家でも10万円は出すよと。10万円を出して対応が、家賃の36万円と対応できるのであれば、先ほど、議員さんが家を建てて商いをする。いろいろな費用をかける。固定資産税やもろもろや月賦、その他を考える。これはビジネスでその家を建てて商いをする。今回のコロナウイルスで予想外の打撃を受けた。そして、家賃も月賦も持ち家の月賦も払えない。10万円もらって月賦は今議員さんのお話では払えないと思います。10万円のできるのなら、1,000万円のつなぎ融資で今5億の予算を組んでおる中でお使いになっていかれば充分対応できるものと思っております。この5億円の融資枠については、家賃補助をもらっている人もコロナウイルスの不況で大変であります。その人もこの融資を受けられるものと思っております。そういう意味で、幅広く活用していただいて、5億円の枠が不足すれば、また皆さんの同意をいただきながらふやしていくということも考えていきたいと思っておりますし、今回はどういう状況があれ、高田の中小零細企業を何とか支えてこの難局を乗り切っていきたいという考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河野徳久君） 15番、菅 健雄君。

○15番（菅 健雄君） 市長、ご答弁ありがとうございます。今、市長の答弁の中で私と少しかみ合わないのが、持ち家を持って商売している人も零細企業なんです。借家でやる人と立場は変わらない人はたくさんおります。そういったことで、持ち家を持っているからということで、そういう考え方というのは、これはそれぞれの考え方ですから、私のほうが正しい、市長のほうはどうだということには、そういうことではありませんけど、それと、昨日だったですかね、WHOのバッハ会長が今回の記者会見の中で、今回のコロナウイルス感染症の終息は2年かかるとはっきり言っています。そして、また、国会の中の論議でも、これがおさまったらV字回復なんてとんでもないことを国会議員の方が発言する機会をよく耳にしますけど、私はそういうことは夢の夢だと思います。この後遺症というのは数年続きます。そういうことも覚悟しながら、先ほども申し上げましたけど、長期的なことを頭に入れてこれからいろんなかじ取りをしていく時代が来たと思っております。

4月30日

それで、今回、国の財政の投入にしても莫大な投資をしているので、もう今回、私の考えでは財政再建というのはなくなったなと思っています。そういうことで、これがまたV字回復してコロナが発生する前の状態になるのが何十年先だろうかというぐらい私は深刻な思いをしています。

それで、そういったことで、私が今、持ち家の方にも何らかのこの苦境を乗り切っていこうというみんなの力を結集するためには、気持ちが一緒にならなきゃ大きな力は出ません。そういったことで、これからまだ長いコロナウイルスとの闘いになりますけど、それはよく総理なんかもコロナに勝つてどうのこうのなんて言いますが、コロナには勝ちません。戦死者を余計出すだけです。これからまだ世界中で1,000人以上の死亡が何ヶ月続くかわかりませんが、それぐらいの戦死者を出して勝つたなんか言うほうがおかしいです。そういったことで、これから大変な時期でしょうけど、市全体のことを考えて、市民が頑張ろうというような気持ちになるようなかじ取りをお願いします。

そして、また、こういった機会ですから、私が一つだけ、この予算に関係ないんですけど、要望だけを述べさせていただきたいと思います。最近、私、市民から悲痛な声を聞くことがよくあります。市内での対象の学生数を把握はしていませんが、市内でこの4月から大学・専門学校に入学された学生の窮状が目に見えるものがあります。医学部等の一部の学生を除けば、学生の生活費の一部はアルバイトによる収入に頼っているのが現状じゃないかと思えます。非正規労働者の求人率が激減する中で、学生のアルバイトの仕事は今ほとんどありません。それで、コロナの関係で両親の収入も減少する中で、大学4月に入ったけど、もうこのまま続けるのは難しいという相談を実は私、そういった相談を受けたんです。だから、店舗等の家賃の補助とかというのが出てきますけど、それ以上に生きるか死ぬかという立場に追い込まれている方が高田市内にも何十人もおるということを頭の片隅にでも入れて、これからいろんな施策を練っていただきたいと思ひまして、これは要望ですから、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河野徳久君） 保険年金課長、大久保正人君の発言を許します。

○保険年金課長（大久保正人君） 先ほど、大石議員の5号報告の質疑の中で、今回の国民健康保険税

改正による被保険者への影響額でございますけれども、答弁では114万1,239円とご答弁申し上げましたけれども、限度額の負担額については148万9,849円、軽減分の負担減が53万1,600円で、差し引き95万8,249円の負担増になります。訂正をよろしく願います。

○議長（河野徳久君） 先起立者による5人の質疑は終了いたしました。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭です。私は第39号議案に賛成討論、第5号報告に反対討論をいたします。

第39号議案、一般会計の補正予算案につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策を実施するため、補正予算が27日から衆議院、衆参両院で審議をされ、本日午後、可決・成立する見込みになっています。佐々木市長はそれに先立って4月2日、30日に臨時会を招集することを告示し、コロナウイルス感染拡大防止や、市民の暮らしや営業を守るために市独自の施策を検討・決断、今回、国の緊急経済対策、1人10万円給付の定額給付金を含む総額約23億9,000万円の補正予算案を議会に提案しました。市独自の事業として全世帯にマスク10枚を配布する。妊婦に1人100枚を追加配布することや、コロナの影響により売り上げが前年度比2割以上減少している市内の小規模事業者に対して家賃の8割、上限6万円を6ヶ月間補助する。さらに、市内の商店が取り組んでいるお買い物引きかえ券に2割のプレミアムをつけて、総額1億円分を発行する。そして、県の緊急対策融資を受ける市内の中小事業者に対して3年間の利子補給をする事業など、市民の感染防止対策や暮らし、中小業者の経営を守るための事業であり、賛成するものであります。

本来であれば、これらのコロナ関連予算については政府が全額負担すべきものであります。安倍政権が国会に提案しているコロナ感染拡大対策の補正予算は、昨日までの代表質問や予算委員会での審議で明らかのように、世論の力で1人当たり一律10万円の給付が盛り込まれて変えられたものの、爆発的感染を食い止める国民の命と健康、生活と営業を守り抜くには全く不十分な状況です。業者向けの給付金

は法人で200万円以上、個人事業者で100万円以上、売上げが前年度比で50%以上減が対象で狭過ぎます。日本共産党は、中小業者向けには、1つ、直接・間接的に損失を受けた事業者全体に拡大する。2つ、給付額は家賃や機械のリース料など、固定費を支払う額に引き上げる。3つ目は、1回限りではなく、3ヶ月単位で支給を続けることを求めています。さらに、企業が支払う休業手当、平均賃金6割以上に對する雇用調整助成金の支給が深刻な事態に迫っていません。原因は煩雑、そして厳しい事前審査があるからであります。日本共産党は、1つ、事前審査ではなくて事後審査をして迅速にお金を出す。2つ、休業手当は1日8,330円の上限では月にして16万5,000円にしかなりません。コロナ特例をつかって英国並みに賃金の8割、上限33万円にすることなどを求めています。佐々木市長のコロナウイルスの感染防止や、市民の命や健康、生活や営業を守るために、そして、医療崩壊を食いとめるために、佐々木市長は政府に対してコロナ関連予算、国家予算をさらに増額するように市長が働きかけることを要求いたします。

今回、各地方自治体に交付されることになりました1兆円のコロナ対策地方創生臨時交付金を活用し、引き続き市民の要望に応え、市独自の事業をさらに検討、そして、第2次補正予算を提案されるよう要求し、賛成討論といたします。

次は、第3号報告についてです。この議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部改正を市長がことし3月末に専決した件で、議会に事後承認を求める議案です。今回の専決処分は大きく分けて2つの改定を行ったことです。1つは、先ほど議論しましたように、国保税の課税について、市民から徴収する国保税の最高限度額を3万引き上げて99万円に増額する。2つ目は、国保税の均等割、平等割の軽減判定所得を改正して、若干5割軽減、2割軽減の対象者をふやしたことです。2つ目の5割軽減、2割軽減が若干ふえたことについては当然賛成であります。国保税そのものが所得に比べて余りにも高過ぎる。そのために、今回の限度額の3万円の引き上げについても承認することはできません。

私は何度も議会で国保の問題は制度上に問題があると、日本共産党、全国知事会が国に要求しているように、国が新たに1兆円の公費を投入して、現行制度においては生まれたばかりの赤ちゃんにまで税

金を割りつける均等割がある。あるいは平等割、そういう制度を廃止する。国保税は協会けんぽ並みに現行の約半分に大幅に引き下げをすべきだと国会でも議論しておりますし、全国の地方議会でも議論をして、住民の負担軽減に頑張っております。佐々木市長も引き続き国保税の引き下げを目指し、市民の負担軽減を目指して、国に制度の改正、そして国庫負担の引き上げを働きかけることを要求いたします。

市長は、国が制度を改正するまでは、高校までの医療費や中学までの給食無料化などを市独自で全国に先駆けて実施をしておりますので、せめて国保についても高校生までの均等割を廃止することで、世帯の負担軽減を実施し、子育て支援をさらに推進することを要求し、以上で反対討論を終わりますが、議員各位に討論の趣旨に賛同していただきますようお願いし、終わります。ありがとうございました。

国保条例の改定案を3号報告と述べたようですが、正確には5号報告ですので、訂正いたします。

○議長（河野徳久君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番、井ノ口憲治でございます。第39号議案について賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算については、市民の健康を守る新型コロナウイルスの感染拡大防止対策やこの緊急事態の中での市内小規模事業者への迅速な経済対策が盛り込まれております。終息が見通せず不安が広がる中で、市長の英断により、少しでも市民の方々が安心できる施策が計上されております。

今後も予断を許さない状況下であります。市民の皆様のため、私どもも最大限のご協力をしていきたいと思っております。

よって、本議案に賛成でありますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、討論といたします。

○議長（河野徳久君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） これにて討論を終結いたします。

これより第39号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。よって、第39号議案については原案のとおり可決されました。

4月30日

次に、反対のありました第5号報告を除く第2号報告から第4号報告までを一括して採決をいたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野徳久君) ご異議なしと認めます。よって、反対のありました第5号報告を除く第2号報告から第4号報告までについては承認されました。

次に、反対のありました第5号報告について起立により採決をいたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。本件は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野徳久君) 起立多数であります。よって、第5号報告については承認されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回豊後高田市議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後1時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野徳久

豊後高田市議会議員 菅健雄

豊後高田市議会議員 大石忠昭